

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号41) (大学名)信州大学

中期目標原案	中期計画案
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>信州大学は、山々に囲まれた自然環境及び信州の歴史・文化・伝統を大切に、人に優しい社会を目指します。さらに総合大学として世界に通じる教育・研究を行い、自ら創造できる人材を育成するとともに、地域・社会の発展に貢献します。</p> <p>教育</p> <p>信州の豊かな自然を教育に生かし、かけがえのない自然を愛し、新しい文化を創造して、社会のたゆまぬ発展に貢献できる高い知識と能力を備えた人材を育成します。</p> <p>研究</p> <p>自然との調和のもと、世界に通じる独創的研究を学際的に推進し、その成果を世界と地域に発信します。</p> <p>国際化</p> <p>学生・教職員の海外交流を活性化させ、グローバルな人材育成と世界的研究を目指します。</p> <p>地域貢献</p> <p>山岳環境で育まれた多様性ある信州の歴史と文化及び世界的な長寿県の</p>	

<p>特性を生かし、地域の教育・健康・福祉の向上と産業発展に貢献します。地域に分散するキャンパスの強みを生かし、地域活性化の中核拠点を目指します。</p> <p>大学経営</p> <p>学長の強力なリーダーシップに基づき、あらゆる変化に柔軟に対応できる大学経営を推進します。</p> <p>これらの目標のもと、先鋭領域融合研究群を中心に世界的な教育研究を行うとともに、多分野にわたる全国的な教育研究拠点としての活動を行います。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するために、別表 1 に記載する学部及び研究科並びに別表 2 に記載する教育関係共同利用拠点を置くものとする。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>【1】 学士課程においては、全学的な指針のもとで教員・学生同士の人的交流を重視した学士課程教育を展開し、次代を切り拓きグローバルに活躍できる人材を育成する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【1-1】 全ての新入学生が大学生としての基礎力を身につけるために、主体的な学修姿勢の修得等を促す初年次教育を、ゼミナール形式等により実施する。</p> <p>【1-2】 ミッションの再定義により明らかになった各学部の強み、特色を生かした専門教育や分野横断型の教育を推進するため、アクティブ・ラーニングを活用して主体的な学修</p>

【2】大学院課程においては、教育課程の組織的展開を図り、高度専門職業人としての専門的能力に加え、幅広い領域の知識を備えた、現代のグローバル社会で指導的役割を果たしうる人材を育成する。

【3】成績評価及び卒業・修了認定の更なる厳格化を進め、教育の質を保証する仕組みを整備し、学位授与の方針に合致する人材を輩出する。

を促す組織的体系的な教育課程を全学的に実施する。

【1-3】グローバル化に対応した各学部独自の教育プログラムや全学部の学生が参加できる教育プログラムを開発し実施するとともに、海外と連携した教育プログラムを実施する。

【2-1】国内外招へい講師による特別講義、キャンパス横断型講義、分野横断型講義等の実施により、専門分野の深い知識・技能に加え、専門分野近傍の領域の知識が身に付くような教育課程を平成 31 年度までに編成し、実施する。

【2-2】カリキュラムや成績評価基準、教育研究組織、学修環境、学生支援、入学者数、修了者の進路、博士課程院生の論文発表状況、研究成果に基づく受賞状況等の教育情報を学生や社会に広く公表し、開かれた大学院教育を行う。

【3-1】GPA 等の指標を用いて学修成果を可視化し、その結果を基に授業内容・方法等の改善を行い、教育の質を保証する仕組みを全学的に定着させる。

【3-2】引き続き、学位授与の方針に基づく卒業・修了認定を厳格に行い、その厳格性を全学的に検証する。

【3-3】長野県における教員養成の拠点機能を果たすため、長野県の教員として求められる資質・能力の育成を反映させたカリキュラムや就職指導体制を構築し、長野県内小・中・特別支援学校の正規の新規採用者における本学出身者の占める割合について、第2期中期目標期間の 47%を、第3期中期目標期間中に 60%に引き上げることを目指し、教育学部卒業生に占める教員就職率を、第2期中期目標期間中の 71%から向上させ

(2)教育の実施体制等に関する目標

【4】 多分野の教員が所属する学術研究院を活用して教員を配置し、効果的な教育プログラムを展開するとともに、教育企画機能及び教育実施機能の充実により、教育の質を向上させるシステムの高度化を図る。

【5】 主体的学修を促すため、教育・学修環境の整備を実施し、教育の質を向上させる。

(3)学生への支援に関する目標

【6】 学生の多様なニーズに対応したきめ細かな支援を実施し、学生に充実したキャンパスライフを提供する。

るとともに、教職大学院修了者の教員就職率は90%を確保する。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【4-1】 多分野の教員が所属する学術研究院を活用し、学系を超えた学内の人的教育資源を有効活用し、教育プログラムを柔軟に提供できる体制を平成31年度までに構築する。

【4-2】 実践的指導力を育成・強化するため、学術研究院教育学系の教員について、第2期中期目標期間において約20%であった学校現場で経験を有する人員の割合を、平成33年度末までに40%を確保する。

【4-3】 教育の質の向上を図るため、高等教育研究センターを中心として教学関連 IR のデータの分析を行う体制を平成31年度までに構築する。

【4-4】 主体的学修を促す教育改善を行うため、平成30年度までに、全教員が参加する授業改善のためのFDを実施する。

【5-1】 主体的学修を促すために、図書館を始めとするラーニング・コモンズ等の学修環境の活用や学事暦の見直し等の制度の整備を平成31年度までに行う。

(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置

【6-1】 学生の主体的学修を支援するため、アカデミック・アドバイザー等を活用し、学士課程における学修支援体制を平成31年度までに充実する。

【6-2】 これまでに引き続き、学生に対する経済的支援、就職支援、障がいのある学生

(4) 入学者選抜に関する目標

【7】 入学者受入方針で求める人材を適正に選抜するための改革を進める。

2 研究に関する目標**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標**

【8】 独創的研究の基に本学の強みや特色である「エネルギー複合材料」、「繊維・ファイバー工学」、「水浄化・水循環再利用」、「生命科学」、「山岳科学」の分野からなる先鋭領域融合研究群を中心に、イノベーション創出に向けた研究を推進し、社会の持続的発展に貢献する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

【9】 研究者が研究を円滑に実施する体制を構築し、研究の質を向上させる。

への支援に継続的に取組むとともに、課外活動支援について、新たな仕組みを平成 31 年度までに構築する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【7-1】 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の導入に伴い、入学者受入方針を見直し、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する入学者選抜体制を、平成 32 年度までに整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

【8-1】 研究推進戦略に基づき、研究者が自由な発想による研究に取り組めるよう、科学研究費助成事業に関して、不採択であっても研究を継続し再度の申請そして採択へとつなげるための研究費支援、アドバイザー等の研究支援にかかる事業を実施し、科学研究費助成事業申請資格を有する全ての教員のうち、採択課題の保有者の割合を平成 27 年度より向上させる。

【8-2】 先鋭領域融合研究群を中心に世界的な研究を推進し、世界水準の国際教育研究拠点を形成するために、優れた若手研究者を Rising Star 教員に認定し育成するとともに、学術研究院の学系や先鋭領域融合研究群の各研究所を超えた研究分野(体内埋め込み型歩行アシストサイボーグ技術の開発等)の異種融合(クロス・ブリード)により新たな研究領域の創生に挑戦し、論文数や研究成果に基づく受賞状況等が考慮された定期的な外部評価により研究所の見直しを行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【9-1】 先鋭領域融合研究群を中心に、研究活動に必要な設備・環境を設備整備マス

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

【10】 地域の知の拠点として大学の機能強化を図り、地域の諸課題の解決及び地域を支える人材育成等を行い、地域の活性化につなげる。

【11】 イノベーションの創出と社会の持続的な発展のために、産学官連携や社会貢献を通じた活動を展開する。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

【12】 グローバル化する社会に対応するため、本学の教育研究の国際通用性を向上させる。

タープラン等に基づき計画的に整える。

【9-2】 リサーチ・アドミニストレーションセンター等の機能充実と、インキュベーション施設の活用強化により、基礎から応用までの総合的な研究推進支援体制を平成 32 年度までに構築する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【10-1】 「地域社会を創造する大学」として、信州の地(知)を最大限に生かす地域志向型研究の学内重点化により、地域との対話を通じて大学のシーズと地域社会の課題・ニーズをマッチングさせた共同研究を実施するとともに、全学生を対象とした地域志向教育カリキュラムの導入を実施する。また平成 25 年度に採択された地(知)の拠点整備事業で開発した地域人材育成プログラム「地域戦略プロフェッショナル・ゼミ」を活用した社会人教育により、地域課題解決型人材の育成に貢献する。

【11-1】 産学官・社会連携推進機構の活動を強化するとともに、「世界の豊かな生活環境と地球規模の持続可能性に貢献するアクア・イノベーション拠点(COI 拠点)」等の産学官連携拠点を核にして、社会課題を解決する共同研究や受託研究、社会実装に向けた技術移転を増進し、課題解決型人材を育成する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【12-1】 グローバル化に対応する全学的な教育を推進するため、海外派遣学生及び正規留学生を増加させる体制の整備を行うとともに、グローバル教育科目を平成 31 年度から全学的に展開する。

(2) 附属病院に関する目標

【13】 長野県の拠点病院として、医療人育成を図り、より高度な医療の研究開発を行い、地域へ還元する。

【14】 長野県の拠点病院として、高度な医療を提供するため、病院の機能をより強化する。

【12-2】 研究成果等の国外への発信を促進するとともに、海外研究機関への渡航及び海外研究機関からの研究者招へいに対する支援を拡充する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【13-1】 医学部・大学病院・県内関連病院(30 機関以上)が一体となった卒前卒後一貫した教育研究体制のもと、多様な地域の医療ニーズに対応し、かつ世界に発信できる高度な課題解決能力を備えたグローバルに活躍する医師を養成するとともに、大学・県内関連病院(2機関)の連携協力体制のもと、既に医療機関で教育的立場にある看護師や、訪問看護ステーションの看護師等を対象として、難病・がん・重症児等の新たなニーズにも対応できる、質の高い実践的な在宅療養を提供できるリーダーを 20 名以上育成する。

【13-2】 樹状細胞療法、脂肪組織由来間葉系前駆細胞を用いた血管新生療法等の先進医療を進めるため、臨床研究を支援する体制を強化する。

【13-3】 県内唯一の都道府県がん診療連携拠点病院として、専門的ながん医療を提供するため、信州がんセンターを中心に、がんに関する高度な臨床研究及び診療を実施する。

【14-1】 長野県の地域拠点病院として質の高い医療を提供するため、長期的視点に立った計画に基づき、医療スタッフを配置する。

【14-2】 特定機能病院・がん診療連携拠点病院・高度救命救急センター・周産期母子医療センターとして、高度な医療を提供する機能を強化するため、平成 29 年度までに包括先進医療棟を建設するとともに、継続的に病棟改修の検討を行う。

(3) 附属学校に関する目標

【15】 本学附属学校園の3つの使命(初等教育・中等教育実践, 教育実習指導, 教育実践研究の推進)を遂行するため, 教育活動, 学校運営を行い, 機能を強化する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【15-1】 附属学校教員, 教職大学院生及び地域の学校教員が共に研修する「学び続ける教員の養成拠点」として附属学校を位置付け, 長野県教育委員会と連携して全県から教員を附属学校に受け入れ, 校内学習会や公開研究会等を通じて指導的教員としての力量を高め, その人材を各地に還元して教員の力量形成に寄与する。

【15-2】 幼小中の連携教育, 一貫教育を具体化するために, 松本地区附属学校園(附属幼稚園・附属松本小学校・附属松本中学校)において, 教育課程, 教育組織, 教員組織の見直し, 施設設備の共用等を行い, 学びの連続性を生かした教育を行う。

【15-3】 長野地区附属学校(附属長野小学校・附属長野中学校・附属特別支援学校)が協力して, 地域自治会・経済産業界との互恵的な教育体制を構築し, 児童生徒一人一人の社会的, 職業的自立のための地域立脚型キャリア教育を実現する。

【15-4】 長野県の教育課題(ICT活用教育及びグローバル化に対応した教育等)について, 各附属学校園が教育課程に位置付け, 教育学部との連携による地域における先導的な教育実践研究を行い, その成果を地域の教員に公開するとともに, 教育学部における教員養成カリキュラムの改善に生かす。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標**1 組織運営の改善に関する目標**

【16】 学長のリーダーシップのもと, 信大改革を主体的・自律的に推進するとともに, ガバナンス体制について監査を行い, 大学の持続的発展につなげる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置**

【16-1】 学長のリーダーシップによる大学改革を推進し, 教育研究を高度化するため, 第2期中期目標期間中に構築した学術研究院(学長が院長として統括する教員組織)における教員人事・研究マネジメント体制や戦略企画会議(学長が主宰し経営戦略等の調

【17】 若手研究者，外国人研究者，女性教員の比率を向上させ，多様性のある教育研究環境を形成する。

査研究・企画立案を行う会議）等における企画立案体制を生かし，継続的に組織運営の改善を行う。

【16-2】 大学改革・機能強化及び国の施策等を踏まえつつ，戦略的な予算編成方針を定め，予算配分を行う。

【16-3】 教員の教育・研究・診療能力の一層の向上と，職員の事務・技術能力の一層の向上を目指すとともに，大学のガバナンス機能を強化するため，上位職への昇進に応じて，経営企画能力の身に付いた教職員を育成する。

【16-4】 適正な法人運営を保持するため，これまでに引き続き，法令遵守状況，教育研究・社会貢献の状況，大学内部の意思決定システムをはじめとした大学のガバナンス体制について，監事による監査を活用するとともに，内部監査を実施する。

【17-1】 特別招へい教授制度を引き続き活用し，外国人研究者を積極的に登用する。また，テニュアトラック制度等を維持・活用し，若手研究者を登用するとともに，40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し，教育研究を活性化するため，国立大学改革強化推進補助金で登用した若手研究者9名を承継教員化し，退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を26%以上となるよう促進する。

【17-2】 第2期中期目標期間中に導入した年俸制（業績評価結果を給与額に反映させる給与制度）を適用する教員の割合（10%）を維持する。

【17-3】 平成27年4月1日現在約6.8%である女性教職員の管理職比率を平成28年

<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>【18】 社会や地域のニーズを踏まえ、大学の強みや特色を生かし、教育研究体制を不断に見直し、教育・研究・社会貢献の機能を強化する。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>【19】 事務組織の業務の見直し、事務の効率化・合理化を進める。</p>	<p>度に 10%以上とし、その後の増員を図り、第3期中期目標期間を通じて女性教職員の在職比率を高めるとともに、女性教職員の人材育成を進める。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>【18-1】 ミッションの再定義により明らかになった各学部・研究科等の強み・特色を生かすため、社会や地域のニーズを踏まえた改組、入学定員等の見直しを行う。</p> <p>学部については、先鋭領域融合研究群の研究成果を活用した理工系人材の育成や現代社会の課題解決に資する人材の育成に係る学部改組を行う。</p> <p>大学院については、イノベーション創出人材育成のための理工学系の研究科改組を行うとともに、教職大学院を設置した後、教育学研究科を見直し、教職大学院を再編する。また、医学系研究科においては、優れた研究能力と臨床診療能力を兼ね備えた医学系人材を育成するため、基礎系教育研究組織の機能的再編・グループ化を行う。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【19-1】 大学改革の推進等による教育研究体制の見直しに伴う事務組織の効率化・合理化を行い、教育研究支援体制を構築する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>【20】 教育、研究、診療及び地域貢献を推進するため、自主財源の増加に努め、大学の活性化を図る。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>【20-1】 本学の研究・社会貢献戦略等を平成 29 年度までに策定するとともに、その戦略等と高度に連動した外部研究資金の獲得方策を策定し、実行する。</p> <p>【20-2】 多様なネットワークを活用して、組織的な募金活動を展開し、「知の森基金」の体制を平成 31 年度までに整備・充実する。</p>

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>【21】大学の運営に係る経費の抑制に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>【22】資産の効果的・効率的な運用に努める。</p>	<p>【20-3】附属病院長のリーダーシップのもとに設置された経営企画会議が行う経営分析に基づき、収入増加につながる施策を展開する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【21-1】これまでに引き続き、契約方法・契約内容の見直し等経費の抑制につながる施策を展開する。</p> <p>【21-2】附属病院長のリーダーシップのもとに設置された経営企画会議が行う経営分析に基づき、経費の抑制に効果のある後発医薬品の使用促進等の施策を展開する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【22-1】資産(土地、建物)の効率的な活用を行うとともに、資金の計画的な運用を実施する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【23】透明性のある自己点検・評価を実施し、大学運営の不断の改善につなげる。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【23-1】第2期中期目標期間を通じて取り組んだ評価のスキームに基づき計画的かつ継続的な評価を実施し、平成31年度に外部評価を含む自己点検評価を行うとともに、平成32年度に機関別認証評価を受審する。</p> <p>【23-2】評価業務の効率化を図るため、平成31年度までに学内情報の収集及びその活用方法に関する仕組を構築する。</p>

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【24】 社会の発展につなげるため、大学の諸活動をわかりやすく積極的に情報発信する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【24-1】 大学広報に関する情報発信の一本化等新しい方策を検討するとともに、特色ある教育、先進的研究、地域貢献活動等のコンテンツを充実させ社会への発信を行い、また学内広報もより強化する。</p> <p>【24-2】 附属図書館における学修環境・機能を充実させ、学術情報を提供・発信する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>【25】 安全・安心な教育研究活動を支えるサステイナブルキャンパスの形成を推進する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【25-1】 平成 25 年度策定のキャンパスマスタープラン(2013)を元に、安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、国の財政措置の状況を踏まえ、施設の耐震対策並びに老朽改善・バリアフリー化(身障者用エレベーター、多目的トイレ、スロープ等の設置)を行う。また、平成 29 年度中に次期キャンパスマスタープランを策定し、国の財政措置の状況を踏まえ、引き続き施設整備を行い、耐震対策については完了させる。</p> <p>【25-2】 サステイナブルキャンパスを形成するために、国の財政措置の状況を踏まえ、省エネルギーに配慮した施設整備(建物の断熱化、高効率型変圧器、省エネ型照明器具及び空調機器の設置等)を行い、省エネ活動及び環境マネジメント活動等の環境負荷低減活動を行う。</p> <p>また、地域との共生を推進するために、国の財政措置の状況を踏まえ、多様な利用者が交流できる公共性のある空間及び災害時において地域の防災拠点としての役割を果たすための整備を行う。</p> <p>【25-3】 グローバル人材の育成やイノベーション創出等の大学の機能強化に対応した施設整備を推進するため、国の財政措置の状況を踏まえ、老朽施設のリノベーション、学</p>

<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>【26】 学生・教職員が健康で安全・安心に活動するキャンパス環境を醸成する。</p> <p>3 法令遵守等に関する目標</p> <p>【27】 研究活動上の不正行為の防止等をはじめとする、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を図る。</p>	<p>生・教職員のコミュニケーションスペースの整備、並びに平成 29 年度中に包括先進医療棟を建設する等附属病院の機能強化を行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>【26-1】 安全管理及び健康管理体制を整備するとともに、安全衛生教育やその他の施策を実施する。</p> <p>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【27-1】 経理の適正化、情報セキュリティ、研究者倫理保持(研究活動における不正行為及び研究費の不正使用の防止)等に係る責任意識の昂揚を図るため、研修等の施策を実施する。</p> <p>【27-2】 大学の教育・研究・社会貢献およびキャンパスの安全・安心に寄与する情報基盤を整備するとともに、情報システムのリスクに対応する情報セキュリティの管理(管理システムの強化、教職員・学生への情報教育)を行う。</p>
	<p>VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額</p> <p>3, 427, 987千円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・蓼科高原研究所の土地及び建物(長野県茅野市北山字南山栗平ヨリ三室大萱迄 4035番地 1139 外1筆 3,475 m²)を譲渡する。
- ・松本キャンパスの土地の一部(長野県松本市旭 3 丁目 696 番 1 233.65 m²)を譲渡する。
- ・蟻ヶ崎東宿舎の土地(長野県松本市蟻ヶ崎 2 丁目 341 番地 666.16 m²)を譲渡する。
- ・桐宿舎の土地(長野県松本市桐 1 丁目 1-8 629.55 m²)を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の施設・設備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

- ・教育研究診療の質の向上及び組織運営等の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源

・(上田)講堂耐震改修	総額 6,157	施設整備費補助金(638)
・(医病)包括先進医療棟		長期借入金((独)大学改革支援・学位授与機構)(5,081)
・小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(438)

(注1)施設・設備の内容,金額については見込みであり,中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお,各事業年度の施設整備費補助金,船舶建造費補助金,(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金,長期借入金については,事業の進展等により所要額の変動が予想されるため,具体的な額については,各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1)教職員の雇用方針

特別招へい教授制度を引き続き活用し,外国人研究者を積極的に登用する。また,テニキュアトラック制度等を維持・活用し,若手研究者を登用する。

(2)人材育成方針

1)教員の教育・研究・診療能力の一層の向上と,職員の事務・技術能力の一層の向上を目指すとともに,上位職への昇進に応じて,経営企画能力の身に付いた教職員を育成する。

2)女性教職員の増員を図り,在職比率を高めるとともに,女性教職員の人材育成を進める。

(3) 年俸制

第2期中期目標期間中に導入した年俸制(業績評価結果を給与額に反映させる給与制度)を適用する教員の割合を高める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 134,188百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 該当なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (独) 大学改革 支援・学位授与 機構)	879	892	899	905	915	982	5,472	8,860	14,332

(注)金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産) 該当なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

・教育研究診療の質の向上及び組織運営等の改善

別表1(学部、研究科等)

学部	人文学部
	教育学部
	経済学部 (H28募集停止)
	経法学部
	理学部
	医学部
	工学部
	農学部
	繊維学部
研究科	人文科学研究科
	教育学研究科
	経済・社会政策科学研究科
	医学系研究科
	総合理工学研究科
	総合工学系研究科 (H30募集停止)
総合医理工学研究科	

別表2(教育関係共同利用拠点)

中部高冷地域における農業・環境教育共同利用拠点－高冷地野菜、畜産と環境を組み合わせたフィールド教育－(信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター野辺山農場)
南信州を舞台とした自然の成り立ちから山の生業までを学ぶ教育関係共同利用拠点(農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター演習林)

別表(収容定員)

学部	人文学部	630人
	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野 960人)
	経済学部 (H28募集停止)	0人
	経法学部	780人
	理学部	828人
	医学部	1,296人 (うち医師養成に係る分野 690人)
	工学部	1,980人
	農学部	692人
	繊維学部	1,140人
研究科	人文科学研究科	20人 (うち修士課程 20人)
	教育学研究科	80人 (うち修士課程 40人) 〔 専門職学位課程 40人〕
	経済・社会政策科学研究科	32人 (うち修士課程 32人)
	医学系研究科	52人 (うち修士課程 52人)
	総合理工学研究科	1,150人 (うち修士課程 1,150人)
	総合工学系研究科 (H30募集停止)	0人 (うち博士課程 0人)
	総合医理工学研究科	355人 (うち博士課程 355人)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

大学等名 信州大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	80,817
施設整備費補助金	638
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	438
自己収入	178,281
授業料及び入学料検定料収入	41,677
附属病院収入	135,355
財産処分収入	0
雑収入	1,249
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	20,926
長期借入金収入	5,081
計	286,181
支出	
業務費	245,784
教育研究経費	123,744
診療経費	122,040
施設整備費	6,157
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	20,926
長期借入金償還金	13,314
計	286,181

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 134,188 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人信州大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし、第 3 期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A (y) = D (y) + E (y) + F (y) - G (y)$$

- (1) $D (y) = D (y - 1) \times \beta$ (係数)
 (2) $E (y) = \{E (y - 1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S (y) \pm T (y) + U (y)$
 (3) $F (y) = F (y)$
 (4) $G (y) = G (y)$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B (y) = H (y)$$

H (y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

$I(y)$: 一般診療経費 (⑦) を対象。

$J(y)$: 債務償還経費 (⑧) を対象。

$K(y)$: 附属病院収入 (⑨) を対象。

$V(y)$: 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$W(y)$: 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.1%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 28 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 28 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成 29 年度以降は、平成 28 年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

大学等名 信州大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	281,779
經常費用	281,779
業務費	251,591
教育研究経費	21,972
診療経費	72,899
受託研究費等	15,827
役員人件費	768
教員人件費	69,906
職員人件費	70,219
一般管理費	6,985
財務費用	1,657
雑損	0
減価償却費	21,546
臨時損失	0
収入の部	287,802
經常収益	287,802
運営費交付金収益	80,817
授業料収益	33,957
入学金収益	4,921
検定料収益	1,168
附属病院収益	135,355
受託研究等収益	15,827
寄附金収益	4,727
財務収益	90
雑益	1,159
資産見返負債戻入	9,781
臨時利益	0
純利益	6,023
総利益	6,023

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

大学等名 信州大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	289,102
業務活動による支出	258,576
投資活動による支出	14,290
財務活動による支出	13,314
次期中期目標期間への繰越金	2,922
資金収入	289,102
業務活動による収入	280,023
運営費交付金による収入	80,817
授業料及び入学金検定料による収入	41,677
附属病院収入	135,355
受託研究等収入	15,827
寄附金収入	5,099
その他の収入	1,248
投資活動による収入	1,076
施設費による収入	1,076
その他の収入	0
財務活動による収入	5,081
前中期目標期間よりの繰越金	2,922

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。